

令和4年監公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年8月17日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告する。

記

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

健康未来部（柊山保育園、北崎保育園、共長保育園、吉田保育園、大府児童老人福祉センター、神田児童老人福祉センター）

3 監査の着眼点（評価項目）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

実施期日 令和4年6月28日及び6月29日

実施範囲 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行した事務

実施項目 事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められる。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

なし